



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和2年度 川崎市職員（学芸員） 採用選考受験案内

川崎市総務企画局人事部人事課

申込受付期間

令和2年11月4日（水）～令和2年11月24日（火）

※申込は郵送に限ります。（消印有効）

1 選考区分、役職及び採用予定人員

- 選考区分 学芸員（美術）
- 役職 職員
- 採用予定人員 1名程度

2 職務概要

区分	主な職務概要
美術	川崎市岡本太郎美術館等での美術に関する学芸業務（調査、研究、資料収集、保存、展示、活用）などに従事します。

- 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 交代制勤務・休日勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- 上記の職務概要の他に、文書・経理事務などに従事することがあります。

3 受験資格

- 年齢
昭和56年4月2日生まれ以降の人
- 資格（いずれも満たす者）
 - 博物館法に定める学芸員資格を有する人若しくは令和3年3月までに取得見込みの人
 - 学校教育法に定める大学若しくは大学院において美術・美術史及びこれに類する課程を修了して卒業した人又はこれと同等の資格がある人（令和3年3月までに卒業又は修了見込みの者も含む）
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）は、受験できない。

地方公務員法（抜粋）
（欠格条項）

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考科目、日時及び場所

	選考科目	日時及び会場
第1次選考	・書類審査	提出書類により審査します。 (受験申込時に併せて提出していただきます。)
	・教養考査 (択一式、120分) ※出題程度は 大学卒程度	(日時) 令和2年12月13日(日) 午前9時20分集合、午前9時30分開始(予定) (会場)※予定 次の会場のうち、いずれかを受験票で指定します。 (※受験票で指定された会場以外での受験はできません。) ・川崎市役所 第3庁舎 (川崎市川崎区東田町5-4) ・川崎市役所 第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)
第2次選考	・専門考査 (記述式、120分)	(日時) 令和2年12月13日(日) 第1次選考の教養考査と同日に受験者全員に実施します。 ※教養考査の結果により採点されない場合があります。 【主な出題分野】博物館学、近現代美術、芸術学
	・面接考査	(日時) 令和3年1月12日(火)～令和3年1月15日(金)のうちいずれか ※詳細については第1次選考合格者に文書で通知します。

- 1 専門考査は、専門分野に必要な専門的知識に関する記述式(小論文形式)です。
- 2 面接考査の実施日に学芸員資格証の原本を確認(取得見込みの方は除く)させていただきます。
- 3 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。

5 申込手続(持参による受付は行いません。)

申込方法	簡易書留による郵送のみ ・封筒表面「学芸員採用選考受験申込」と朱書きしてください。 ・封筒裏面に住所、氏名を記載してください。 ※受験票送付用封筒(1部)を同封してください。 定型封筒(長形3号)に84円切手を貼り、封筒の表に受験票送付先の宛先(郵便番号、住所、氏名)を明記してください。なお、氏名の後ろは「様」としてください。 ※簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書の送付先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 総務企画局人事部人事課
提出書類	●履歴書及び書類審査課題 1通 ・所定の書式があります。川崎市ホームページからダウンロードするか、選考案内に添付されている書式を使用してください。 ・署名欄は必ず自署してください。

	<p>●学芸員資格証の写し 1部</p> <p>※提出していただいた書類は返却しません。御了承ください。</p>
受付期間	<p>令和2年11月4日(水)～令和2年11月24日(火)(消印有効)</p> <p>※受付期間後の申込は受理できませんので御注意ください。</p>
受験票の送付	<p>受付期間終了後、受験票を郵送します。</p> <p>なお、12月7日(月)までに受験票が到着しない場合は、総務企画局人事部人事課まで電話で御連絡ください。</p>

6 合格発表

	合格発表予定日時
第1次選考	令和2年12月23日(水) 午前10時頃
第2次選考(最終合格)	令和3年1月25日(月) 午前10時頃(予定)

- 1 第1次選考及び第2次選考(最終合格)の発表は、合否に関わらず総務企画局人事部人事課から文書で通知します。
- 2 郵便事情等により、延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページ等で確認するようにしてください。
- 3 電話やメールによる合否についてのお問い合わせには応じられません。
- 4 第1次選考合格者には第2次選考(面接)の日時及び場所を併せて通知します。
- 5 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、選考を受けられないことがあります。合格している場合、合格を取り消されることがあります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限りです(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点	<p>提供希望者は、最終合格発表日から、1箇月以内(消印有効)に、</p> <p>①個人別成績に関する情報提供申出書</p> <p>②受験票</p> <p>③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)</p> <p>を、次の住所に郵送してください。</p> <p>《申出書郵送先》</p> <p>〒210-8577</p> <p>川崎市川崎区宮本町1番地</p> <p>総務企画局人事部人事課</p>
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次選考及び第2次選考の合算)	

8 採用

- (1) 合格者は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和3年4月1日に採用されます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用されないことがあります。また、資格・免許取得見込みの人で、取得できない場合は採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

9 給与、休暇等〔令和2年4月1日現在〕

(1) 給与

- ・「川崎市職員の給与に関する条例」の規定に基づき支給します。
- ・初任給は、経験年数及び職務内容に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。
(例) 4年制大学を卒業後、民間企業等で学芸員(正規雇用)としての職務が5年である場合
月額 226,300円程度(給料月額+地域手当)
- ・上記のほか、期末・勤勉手当(年間4.50月分)、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高25,200円)、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。
- ・昇給は原則年1回

(2) 勤務時間

午前8時45分から午後5時30分まで(休憩時間1時間を含む)
週38時間45分

(3) 週休日・休日

月曜日及び4週間を通じ4日(基本的に、土曜・日曜は交互に出勤)、祝日(施設開館日のため、ローテーションにより勤務)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(4) 休暇制度

- ・年次休暇 1年度につき20日(年間最大40日)
- ・夏季休暇(5日間)、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇などの特別休暇や育児休業制度、部分休業制度、育児短時間勤務制度などがあります。

(5) 福利厚生

- ・共済組合の各種給付、年金制度等があります。

ただし、上記の内容は、条例等の改正(給与改定等)により、変更されることがあります。

10 問い合わせ先等

総務企画局人事部人事課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

電話: 044-200-3885(直通) FAX: 044-200-3753

※お問い合わせの際は「学芸員選考について」とお伝えください。

合格発表等選考情報は下記ホームページURLから閲覧できます。

【<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000122261.html>】

